

部活動の地域展開については、スポーツ庁より「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、地方自治体や地域においては、次のような調整・体制整備等の役割が求められています。

□ 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（一部抜粋）

項目		内容
地域クラブ活動のありかた		地域クラブの整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。
運営団体・実施主体の候補		総合型地域スポーツクラブ、体育・スポーツ協会、スポーツ少年団、クラブチーム、民間事業者、大学、保護者等
体制整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。</li> <li>・スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。</li> </ul>
活動計画の明示		<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する。</li> </ul>
指導のありかた		<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動部活動での指導のガイドライン（H25.5文部科学省作成）に準ずる。</li> <li>・適切な休養、過度の練習の防止、合理的かつ効率的・効果的な練習を積極導入する。</li> <li>・他の世代向けに設置している活動にも参画できるよう配慮する。</li> </ul>
活動時間	平日	週当たり1日の休養日、1日2時間を上限（準備・片づけを含まない）
	休日	週当たり1日の休養日、1日3時間を上限（大会や練習試合を行う場合は、越えることを認める。）
会費設定・負担軽減		<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営団体・実施主体は、必要な範囲で可能な限り低廉に会費設定する。</li> <li>・県・市は、経済困窮家庭への支援等の取組を進める。</li> <li>・県・市は、企業による援助やふるさと納税の活用等を推進する。</li> </ul>
管理責任の明確化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。</li> </ul>

# 中学生世代の新たな地域クラブ活動準備・推進について

前頁のガイドラインを受け、鳥羽市においてはR4・5年度に部活動検討委員会を開催し、「中学生世代の新たな地域クラブ活動準備・推進計画」を策定、関係者の皆様に概要版を送付させていただいたところです。  
(市HPもご参照ください。)

## 基本方針

「子どもたちの望ましい成長が期待でき、多様な世代が親しむことができるスポーツ・文化芸術環境を、地域と連携して整備・推進していきます」（自由参加・まずは休日を主に）

## 競技種目

「現行で部活動として実施している競技のうち、指導人材確保等実施体制が整うもの」及び「これまで部活動として実施していない競技で、地域クラブ活動として実施体制が整っているもの、または今後整えていくもの」を、**教育委員会が中学校入学時に情報提供**していくこととします。（P4参照）

## 地域クラブ活動への移行時期

地域クラブ活動への大きな舵を切る時期を、**令和8年度（4月）**として取り組みを進めます。各競技別に生徒・顧問・地域クラブ指導者が十分なコミュニケーションを図ることができるよう、**令和7年10月～令和9年3月の間を「移行調整期間」とし**、この間の一定期間で休日の指導を顧問と地域クラブ指導者がともに行うよう促します。

## 運営主体

**鳥羽市体育協会の一事業として、中学生世代のスポーツ活動の受け皿となる「とばスポーツクラブ運営事業を行うこと」を本年の総会で決定しました。**

●指導者がスポーツ庁ガイドラインを個別に対応すると負担が過重となり、ただでさえ指導人材が不足している現状ではその運営が滞ることが想定されます。スムーズな地域展開を進めていくためには、活動全般を包括して推進していく役割が必要と考えました（P5参照）。（ただし、とばスポーツクラブへの参画を強制するものではありません。以下のメリットやクラブ運営ルール（P6参照）をご確認の上、ご判断いただけるようにしていきます。）

- 基本方針を実現していくにあたり、体育協会の事業とすることで**メリットが最大化する**と判断しています。
  - ・クラブ員は各競技団体の実施する多様な取り組みに相互参画することができ、多くの体験を享受することができる。
  - ・公益性が高い組織であるため、クラブ員を対象とした講習会の開催等に、市から助成することが可能。
  - ・事務局が生涯学習課であり、同じく教育委員会内の学校教育部門との相談が容易。
  - ・事務局員にかかるコストを吸収できることにより、低廉な参加費設定が可能となる。など

# 中学生世代の新たな地域クラブ活動準備・推進について

実施主体

主管団体  
指導人材

実施主体を下記類型のように明確化することで、責任の所在を明らかにし、実施するものとします。

- a. スポーツ少年団型（指導人材がスポーツ少年団に参画する場合）
- b. 競技別協会型（各協会事業として実施する場合）
- c. 任意スポーツ団体型
- d. とばスポーツクラブ直営型（指導を希望する人材はいるが、主管団体が形成されない場合や、教師又は部活動指導員が個人・複数で指導を希望する場合）

実施主体は自らの活動方針により、**対象者の範囲、実施日、活動内容、活動経費（指導者への謝金の有無を含む）**等を計画し、**参加費を設定**します。

**新人戦後、試行に入っていくスケジュールで令和8年度の春から休日実施できる所を決めていきたいと思います。**

**令和8年度中の活動開始に向け、今年度で主管団体や指導人材との調整を一緒に進めてください。**

スポーツ／文化活動一覧

分類	団体名
スポーツ	野球
	サッカー
	とばスポーツクラブ
	〇〇
	△△
文化	□□
	●●
	▲▲
	■ ■

各団体の活動案内（例）

項目	内容
団体名	鳥羽FC（とばスポーツクラブのサッカー競技主管団体です）
競技種目	サッカー
活動方針	自分と向き合っていくための「アドバイス」や「問いかけ」を通じ、集団の中で協調し、自分で課題を解決していく力を付けていきます。初心者も歓迎！
活動種別	学校・地域連携活動
活動日	練習：毎週土曜日午前を基本に活動。火曜夜は一般会員と一緒に交流します。 平日授業終了後は学校部活動がありますので、部活動にも所属していただくことをお勧めします。 試合：下記公式戦のほか、適宜練習試合を組みます。
公式戦	高円宮杯JFAU-15サッカーリーグ2023三重、日本クラブユース選手権(U-15)大会、eisu杯三重県ユース(U-15)サッカー選手権大会
その他活動	Jリーグ観戦、合宿を予定
年会費	●,000円
月会費	■,000円
参加者が準備するもの	ボール、練習着、スパイク、フットサルシューズ、ソックス（ユニフォームは貸与します）
連絡手段	Jリーグ観戦、合宿等イベントについては一部参加負担をお願いしています。
連絡手段	らくらく連絡網
問合せ先	鳥羽FC 代表 〇〇 〇〇 TEL090-.....

各団体の活動案内を

競技ごとに提示

# 鳥羽市における新たな地域クラブ活動のイメージ

とばスポーツクラブ(スポーツ庁)のガイドラインに沿った指導を要請

試合の出場はチーム通称の登録でよい? 各協会確認

競技1 .. スポ少が指導

競技2 .. 協会が指導

競技3 .. 任意団体が指導

競技4 .. 直営

...

競技5  
総合型地域  
スポーツクラブ  
が指導

競技6  
スポ少等が独自  
で募集・指導

とばスポーツクラブ(体育協会事業)

会員から年会費をいただき、  
全会員共通のクラブ運営を行う

- ・会員のスポーツ保険加入
- ・情報発信等事務局運営
- ・離島の補助について など

会員から月会費をいただき、  
実施内容と予算を調整し、当該競技の指導を行う

- ・競技別協会、スポ少等への登録
- ・指導者・審判資格取得・更新
- ・指導者謝金支払い等決定・支出
- ・会場使用・試合等参加費支払
- ・独自イベントの開催
- ・ユニフォーム積み立て など

実施主体

運営主体

# とばスポーツクラブ参画ルールほか

項目	実施主体に求める内容等	スポーツ庁 ガイドライン
参加者	学校部活動に所属していない生徒、運動や文化・芸術活動が苦手な生徒、障がいのある生徒など、希望する全ての生徒を参加対象とする。	P14
関係者間の連携体制の構築等	主管団体は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、クラブへ報告する。	P15
学校との連携等	地域クラブ活動と学校部活動との間で、リカバリー日の調整等、日々のスケジュール調整を行うほか、生徒の活動状況に関する情報共有等を行う。	P21
指導者の質の保障	生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶に取り組む。	P15
適切な指導の実施	適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。	P16
活動内容	生徒の自主的・自発的な活動を尊重し、総合型地域スポーツクラブなど他の競技・他の世代向けに設置されている活動に生徒が参画できるようにする。	P18
適切な休養日等の設定	平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。 週末に大会参加等で2日も活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は原則として3時間程度とする。なお、本市の特徴を踏まえ、本土と離島との合同活動として、休日に一定の練習量を確保したい場合は、平日の休養日の増等で調整できることとする。 定期試験前後の一定期間等も含め、休養期間を設ける。	P18・19
会費の適切な設定	活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。	P20
保険の加入	指導者や参加者等の保険加入を必須とする。	P20
活動場所	活動場所の調整・変更、それに伴う参加者への連絡等は主管団体において行う。	その他
責任の所在	競技の指導を取り仕切る中心的な役割を果たすものであるため、安全配慮義務を負うほか、なんらかのトラブルが発生した場合には、責任者としての第一義的な対応が必要となる。	その他

## ○主管団体において必要となる指導体制

- ・指導者及び運営スタッフあわせて2名以上、うち指導者が1名以上いる
- ・教師が主たる指導者となる場合、異動等に関わらずチーム運営を長期的に継続できる
- ・試合出場に必要な資格を保有する
- ・県協会加盟等、試合出場に必要な条件をクリアする

## ○個々指導者に求められる資質

- ・左記4行目
- ・とばスポーツクラブ運営ルールを守っていたこと
- ・過去にスポーツ指導において処分を受け、注意等を受けていないこと
- ・自己中心的な、あるいは自分の子ども中心となる言動等がなく、他の指導者、保護者、学校等と協調できること など

## ○保護者への要請

- ・過干渉とならないこと など

# 鳥羽市における懸念事項～広範な学校区と交通手段～

## ①休日の部活の実施状況

公共交通を定期券使用。適当なダイヤがない→スクールバス対応各部部員の居住地区により柔軟に時間設定。  
(土曜午前多い)

答志 → 定期船・かもめ →  
桃取 → 定期船・かもめ →  
菅島 → 定期船・かもめ →  
長岡 → スクールバス →  
鏡浦 → かもめバス →  
加茂 → 一部スクール →

部活  
8:00  
～  
11:00

→ かもめ・定期船 → 答志  
→ かもめ・定期船 → 桃取  
→ かもめ・定期船 → 菅島  
→ かもめバス → 長岡  
→ スクールバス → 鏡浦  
→ 一部スクール → 加茂

答志は時間的に  
8時集合及び帰りの船の  
時間が厳しいため  
調整が必要

- ・学校教育に位置付けられた課外活動から、本人の自由意思・自己負担による社会教育活動になる。  
(小学生世代と同じくり・扱い)
- ・とはいえ、スポーツ振興の観点から、できる限り市内一円から参加しやすい条件を提供する必要は引き続き高い。
- ・しかも、令和8年度以降当面の間、部活動と地域クラブ活動が並行実施される。「部活動のままのほうが条件がよかった」という印象を与えない対応が必要。



- ・休日の練習時間設定は、クラブ員の居住地を考慮して設定。
- ・部活動送迎のためのスクールバスへの同乗について協議中。
- ・天候悪化等、急な予定変更に対応し難く、引き続き校舎内トレーニング等の施設開放についても必要。
- ・平日は授業終了後ただちに実施できるほうが望ましいが、ただでさえ指導人材確保が難しい状況。
- ・一方、地域クラブが「平日夜ならできる」という意向も活かすべき。

R7年度	R7 4	5	6	7	8	9	10	11	12	R8 1	2	3	
とばスポーツクラブ 他の地域クラブ	設立準備		地域クラブ情報収集						クラブ運営開始				
移行可能な活動 (地域クラブ活動)	顧問と主管団体との調整 (地域クラブへの教員の参加含む→校長・教委との協議)						移行調整期間スタート (一定期間顧問と新指導者が活動をともに)						
一部移行可能な活動 (連携活動)	顧問と主管団体との調整 (地域クラブへの教員の参加含む→校長・教委との協議)						移行調整期間スタート (一定期間顧問と新指導者が活動をともに)						
移行不可能な活動 (学校部活動)	校長と顧問意見調整(現状維持をしつつ移行可能主管団体を探す)												
情報発信・周知ほか	施設開放 WEBシステム化		広報とば		学校から保護者 への情報発信		教育委員会 だより		WEBシステム 稼働		市議会 状況報告		学校から保護者 への情報発信

R8年度	R8 4	5	6	7	8	9	10	11	12	R9 1	2	3
地域クラブ	参加受付											
移行可能な活動 (地域クラブ活動)	地域クラブ活動スタート										移行調整期間終了	
一部移行可能な活動 (連携活動)	地域クラブ活動スタート 異動に伴う新顧問との調整						(以後、必要に応じて地域クラブと顧問の情報交換)				移行調整期間終了	
移行不可能な活動 (学校部活動)	校長と顧問意見調整											
情報発信・周知	教委より 地域クラブ活動一覧			以後、 適宜情報発信								